

令和 6 年 9 月 3 0 日
文 部 科 学 省
高等教育局大学教育・入試課

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案」について、令和 6 年 7 月 2 4 日から令和 6 年 8 月 2 9 日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 5 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別 紙)

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 入学者の選抜に関するについて	入学者の選抜であれば第一に選抜方法の種類や選抜に用いる試験方法（大学入学共通テストの利用、A0試験等）が情報提供されるべきと思うが、「入学者の選抜に関すること」には含まれていないと考えてよい。本規定により公表を求める内容を明確にする必要がある。	ご指摘のような内容も、合否判定の方法として「入学者の選抜に関すること」に含まれることを想定しています。 「入学者の選抜に関すること」の内容については、公布通知において明確化を図ることとしています。
2. 外国人留学生の数に関するについて	「外国人留学生の数」について、文科省が実施する「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」の定義に合わせ、「外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1に定める「留学」の在留資格を有する者）の数」と定義を明確にすべきである。	ご指摘のとおり、「外国人留学生」については、「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1に定める「留学」の在留資格を有する者」を想定しており、公布通知において明確化することとしています。
3. 当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関するについて	「大学院を置く大学」には、独立行政法人大学改革・学位授与機構や各省庁大学校は含まれるのか。 「標準修業年限以内で修了した者の割合その他学位授与の状況に関すること」について、学校教育法第104条第4項の規定により学位を授与された者を対象外とするのであれば、大学の学位授与の状況を適切に公表したことにはならないと考える。	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構や各省庁大学校は学校教育法上の大学に当たらないため、今般の改正における「大学院を置く大学」には含まれません。 標準修業年限に基づく教育課程の体系的な編成、学生の資質・能力の計画的な育成を進め、大学院における教育の質の向上を図るとともに、入学希望者の進路選択に資する情報を公表することで大学院進学者の増加を図り、併せて大学院教育に対する社会の理解促進に資することを期するという改正の趣旨に鑑み、学校教育法第104条第4項の規定により学位を授与された者（論文博士）

		は、「その他学位授与の状況に関する こと」として公表することが想定さ れる事項には入っていません。一方 、各大学において、当該大学の学位 授与の状況を示すために論文博士の 授与状況についても公表することが 考えられる旨を公布通知において明 確化する予定です。
	標準修業年限以内に卒業に必要な 単位は取得したが学位を取得してい ない「単位取得退学者」は標準修業 年限以内に修了した者に該当しないと整理してよいか。	満期退学者（課程修了要件のうち 、当該課程に在学中に、論文の審査 及び試験に合格することのみ満たす ことができず、当該課程を退学した 者）は標準修業年限以内に修了した 者に該当しません。本趣旨について は、公布通知において明確化する予 定です。
	標準修業年限以内で修了した者の 数（割合）は、何に対する比較を想 定しているのか、定義の不正確さが あり、文言を修正すべきである。	ご提案も踏まえ、「当該大学院に 入学した者のうち標準修業年限以内 で修了した者の占める割合」と修正 します。
	今回の改正が、一定の期間内に修 了することを量的な評価として扱う ことを意味するとすれば、大学院に おいて教育研究に携わる教員、学生 の活動状況を適切に公表しようとし ていると言えない。 これまで大学の学位授与の論文要 旨等が大学のホームページで公表さ れており、その内容等を社会とつな ぐコミュニケーションツール（科学 技術コミュニケーション）を設ける のが文部科学省の行うべき政策では ないか。	今回の改正は、標準修業年限に基 づく教育課程の体系的な編成や学生 の資質・能力の計画的な育成等を促 進することを期するものであり、課 程の修了の認定は各大学が定める卒 業認定・学位授与の方針に沿って厳 格な成績評価に基づき適切に行うも のであることを前提としているほか 、留学や長期履修制度等により学生 が標準修業年限を超えて在学するこ と自体を妨げるものではなく、一定 の期間内に修了することを量的な評 価として扱うものではありません。 また、学位授与の状況に関しては、 大学の教育活動に関する様々な要素 が関連することも踏まえ、各大学に

		においては、数値のみならず、卒業認定・学位授与の方針や、学修の成果及び学位論文に係る評価の基準、授業及び研究指導の方法・内容・計画等とも関連付けて公表することが望ましい旨や、各数値についての分析や解説を併せて公表することが望ましい旨を公布通知において明確化する予定です。 なお、博士論文等の公表に係る制度は、大学における教育研究の成果である博士論文等の質を相互に保証し合う仕組みとして整備されているものです。大学は、教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものであり、情報公表制度の推進は、こうした大学による社会貢献の要素の一つとなっています。
	第172条の2第3項第2号の「学位論文に係る評価に当たっての基準」については、他の条文との平仄の観点から「…基準に関すること。」とすべきではないか。	ご指摘いただいた点については、他の条文との平仄の観点から、ご提案も踏まえて必要な修正を行います。
	法科大学院については、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等による公表事項と今般の改正事項で重複しうるものに関し、適切な整理を願いたい。	法科大学院については、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に基づき、当該法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に当該法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中で退学した者の占める割合を公表するものとされています。このうち、前者については今回

		の改正で全ての大学院において公表が義務づけられる事項と同様の事項であり、後者については、今回の改正において公表が義務付けられる事項とは異なります。退学した者については、「その他学位授与の状況に関すること」の一つとして「標準修業年限以内に修了せずに退学した者の割合」が想定される旨を公布通知において明示する予定です。
--	--	--